

安心の医療を受けられるように！

75歳以上の
みなさまのための

後期高齢者医療制度

平成20年4月よりスタートします

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、誰もが将来にわたり安心して医療を受けられるように、これまでの老人保健制度に代わる新しい独立した医療制度「後期高齢者医療制度」が創設されることになりました。

対象者 **75歳以上の方**（一定の障害のある方は65歳以上）が対象となります。
※75歳の誕生日（広域連合で障害認定を受けた日）当日から対象となります。

保険証 対象となる方一人ひとりに**新しい被保険者証**が交付されます。 ※被保険者証は、3月下旬ごろ郵送します。

保険料 保険料は、対象となる方一人ひとりが皆、**納めていただくこととなります。**

福井県の保険料 （年額）
均等割（年43,700円）+ 所得割（年7.9%）
※保険料上限額50万円
※所得の低い方は、世帯の所得金額に応じて均等割が最大7割まで軽減されます。

お医者さんにかかった時の自己負担や医療給付などは、これまでの制度と基本的に同じです。

お問い合わせ

福井県後期高齢者医療広域連合 TEL:0776-54-6330 FAX:0776-52-5720
〒910-0843 福井県福井市西開発4丁目202-1 E-mail:kkikr-fukui@wish.ocn.ne.jp ホームページ:http://www.fukui-kouiki.or.jp
〈または〉お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口